

# 日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会

## 令和5年度 第2回 常任幹事会レポート



去る令和5年7月21日（金）に開催された標記会議内容についてお知らせします。

### 議題 1. 令和5・6年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長及び副幹事長の互選

事務局から、総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程第10条及び第11条に則って行う旨説明し、幹事長及び副幹事長の互選を行った。

互選の結果、令和5・6年度幹事長、副幹事長が以下の通り選出された。なお、正式な委嘱は地域スポーツクラブ育成委員会の承認後となる。

役割	氏名	所属
幹事長	渡邊 優子	新潟県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
副幹事長	小出 利一	群馬県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
副幹事長	関口 昌和	総合型地域スポーツクラブ広島県連絡協議会

### 議題 2. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会各専門部会部会長及び部会員の選出

事務局から、各専門部会の部会長及び部会員の選出にあたり、設置に係る規程を説明した後、部会長及び部会員候補者について協議した結果、以下の通り承認された。

<企画部会>

役割	氏名	所属
部会長	金川 敏洋	宮崎県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
部会員	野尻 悟	ぎふ清流の国 SC ネットワーク
部会員	大水 征史	長崎県スポーツ協会
部会員	熊耳 雅美	北海道スポーツ協会

部会員	杉山 智香	栃木県スポーツ協会
部会員	西村 貴之	金沢星稜大学
部会員	谷塚 哲	東洋大学

< 広報部会 >

役割	氏名	所属
部会長	小出 利一	群馬県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
部会員	太田 敬介	鹿児島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
部会員	鈴田 夢希	大分県スポーツ協会
部会員	西野 香理	富山県スポーツ協会
部会員	山田 瞳	愛知県スポーツ協会
部会員	久井 直人	アンティル
部会員	舟木 泰世	尚美学園大学

< 男女共同参画部会 >

役割	氏名	所属
部会長	関口 昌和	総合型地域スポーツクラブ広島県連絡協議会
部会員	小林 千穂	千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会
部会員	藤堂 綾子	岐阜県スポーツ協会
部会員	與那覇 秀勲	兵庫県スポーツ協会
部会員	杉野 裕一	Kidz company
部会員	宮嶋 泰子	カルティベータ
部会員	山口 理恵子	城西大学

(意見)

なし

### 議題 3. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会処分審査会議長及び委員の選出

事務局から、処分審査会の議長及び委員の選出にあたり、設置に係る規程を説明した後、議長及び委員候補者について協議した結果、以下の通り承認された。

役割	氏名	所属
議長	関口 昌和	総合型地域スポーツクラブ広島県連絡協議会
委員	飯田 研吾	兼子・岩松法律事務所
委員	石黒 えみ	亜細亜大学
委員	谷塚 哲	東洋大学
委員	行實 鉄平	久留米大学

(意見)

なし

### 議題 4. 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 登録基本基準の判断について

事務局から、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録基準細則にて定めている基本基準について、申請年度に創設したクラブの「定期的なスポーツ活動の実施」の審査における判断の対応案を説明した。協議の結果、以下の通り対応することが承認された。

<該当の基本基準>

基本基準		必ず満たすべき運用ルール
分類	個別基準	
(1) 活動実態に関する基準	①多種目（複数種目）のスポーツ活動を実施している。	・定期的※1なスポーツ活動を2種目以上実施している。

※1：定期的とは、年間で12回以上実施することを示す。

<対応>

申請年度に創設したクラブは、以下2点の内容をいずれも満たすことが確認できれば、上記の基準を具備していると認める。

- ①申請年度の事業計画において、スポーツ活動を年間12回以上実施する計画になっていること
- ②申請年度の4月1日～申請日までの期間、事業計画に基づいた活動が実施されていること

<主な意見>

- クラブの活動状況を各都道府県で確認することが必要である。

## 報告1. 令和5年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会の取組について

事務局から、総合型地域スポーツクラブ育成プラン2023-2027に基づく令和5年度総合型地域スポーツクラブ全国協議会の取組内容を報告した。

<意見>

なし

## 報告2. 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」認証制度の取組状況について

事務局から、「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」認証制度について、運用開始に向けた取組内容及び第1回常任幹事会での意見を踏まえた取組状況を報告した。

<主な意見>

- モデル事業を実施するクラブはどのように選定されるのか。

【事務局より上記に関する回答】

事務局がタイプ別に合ったクラブを選定し、直接クラブへ依頼する予定である。

- 申請から審査・認証までの手続きについても、モデル事業で検証する必要がある。クラブがモデル事業に選定されたことを、当該都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会が把握していないのは良くないのではないかと。

【事務局より上記に関する回答】

クラブへ依頼する前に、当該都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会には連絡する予定である。

- 申請するための書類を毎年提出することは、クラブにとって負担になると考える。認証に係る更新は、数年に1回で良いのではないかと。また、認証したことによるメリットも創出

していく必要がある。

- 毎年の更新については簡単な報告書類のみの提出とし、3～5年に1回、改めて認証の申請を行う形で問題ないとする。
- 認証制度について広報活動を行うことで、認証に興味があるクラブにまず登録を促すことができるのではないか。
- モデル事業を実施したクラブが感じたことを、認証制度に反映させることが大事である。また、各クラブに必要だと思ってもらえるような制度にしていくことが重要である。
- 認証制度が、今後登録クラブの増加やクラブの発展のきっかけに繋がれば良い。
- 認証クラブを増やすことだけでなく、認証制度をどのように活用するかを考えることも必要ではないか。
- 登録・認証制度における「登録」と「認証」の言葉の定義を、クラブ関係者に対し丁寧に説明する必要がある。